

要介護(要支援)認定申請の流れ

①要介護(要支援)認定の申請



介護保険によるサービスを利用するには、要介護(要支援)認定の申請が必要になります。

【市へご提出いただく書類】

- ① 介護保険申請書・認定調査の連絡について （両面印刷で持参ください。）
- ② 介護保険被保険者証（ピンク色）
- ③ 主治医意見書予診票 ※主治医が藤井寺市内の医療機関の場合のみ
- ④ 健康保険被保険者証 ※40～64歳の方の場合のみ
- ⑤ マイナンバー確認書類・本人確認書類（申請書にマイナンバーをご記入いただいた場合）



②認定調査



介護認定調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。



③審査判定



認定調査結果と主治医意見書に基づき、**介護認定審査会**による要介護度の判定が行なわれます。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験者によって構成されています。



④認 定



ご本人に認定結果を通知します。（審査会が開催される翌平日に書留にて発送いたします。）

申請から認定結果の通知までにかかる期間は、約1か月です。

認定結果は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

【認定の有効期間】

■新規、変更申請：原則6ヶ月（状態に応じ12ヶ月までの期間で設定されます。）

■更新申請：原則12ヶ月（状態に応じ48ヶ月までの期間で設定されます。）

※ 有効期間を経過すると介護サービスが利用できないので、有効期間満了日までに認定の更新申請が必要となります。

※ 身体の状態に変化が生じたときは、有効期間の途中でも、要介護(要支援)認定の変更の申請をすることができます。